

塗装作業での法令と資格(1)

●有機溶剤中毒予防規則

有機溶剤: 第2種有機溶剤を60g/H以上消費



局所排気装置又は、プッシュプル型換気装置の設置

(適用なし: 1. 周壁の2側面以上かつ、周壁の面積の半分以上が直接外気に向かって開放されていること。
2. 当該屋内作業場に通風を阻害する壁、つい立その他の物がないこと。)



管理: 1. 有機溶剤作業主任者の選任

2. 局所排気装置又は、プッシュプル型換気装置の定期自主点検(1年以内ごとに1回)

1. フード、ダクト及びファンの磨耗、腐食、くぼみその他損傷の有無及びその程度
2. ダクト及び排風機におけるじんあいのたい積状態
3. 排風機の注油状態
4. ダクトの接続部における緩みの有無
5. 電動機とファンを連結するベルトの作動状態
6. 吸気及び排気的能力
7. 前各号に掲げるもののほか、性能を保持するために必要な事項

3. 掲示

測定: 作業環境測定(1回/6ヶ月以内)

健康診断: 有機溶剤業務に常時従事(1回/6ヶ月以内)

保護具: プッシュプル型換気装置内で気流を乱すおそれのある形状の塗装業務は、送気マスク又は有機ガス用防毒マスクの使用

有機溶剤の貯蔵: こぼれ、漏えい、しみ出し、又は、発散するおそれのないふた又は栓をした堅固な容器を用いる



塗装作業での法令と資格(2)

●危険物の規制に関する規則

商品別類別

1. パテ : ベース 第二類 引火性固体、 ハードナー 第五類 第二種自己反応性物質
2. シリコンオフ : 上塗りと同様
3. プラサフ : 上塗りと同様 naxプロV1は2石
4. 上塗り(1)1気圧において引火点が21度未満 →→→ 第4類第1石油類
(2)1気圧において引火点が21度以上70度未満 →→→ 第4類第2石油類
5. 洗浄用シンナー : 上塗りと同様 nax洗浄用100シンナーは2石

指定数量

類別	品名	性質	指定数量
第2類	引火性固体		1000Kg
第4類	第1石油類	非水溶性液体	200L
第4類	第2石油類	非水溶性液体	1000L
第5類		第2種自己反応性物質	100Kg

取扱の基準

数量のいかに問わずみだりに火気を使用しない

- | | | |
|------------------|-----|----------|
| 指定数量比 0.2未満 | →→→ | 届出なし |
| 指定数量比 0.2以上1.0未満 | →→→ | 少量危険物で届出 |
| 指定数量比 1.0以上 | →→→ | 危険物で許可申請 |

(例) 塗料庫にnax洗浄用100シンナー(16L)が2缶、naxシリコンオフ(16L)が1缶、naxアドミラ原色(120Kg)、naxマルチ(10:1)80ネオアルバクリヤー(16L)1缶

$$\begin{array}{ccccccc}
 \text{2石} & & \text{1石} & & \text{2石} & & \text{1石} \\
 16 \times 2 / 1000 & + & 16 \times 1 / 200 & + & 120 / \text{比重} / 1000 & + & 16 \times 1 / 200
 \end{array}$$

産業廃棄物の処理



産業廃棄物処理法（平成13年4月1日より、産業廃棄物の処理確認を最後まで行うことが義務づけられた）

1. 廃プラスチック類（バンパー・廃タイヤ）
2. 金属くず
3. ガラスくず



産業廃棄物

4. 引火性廃油（引火点70℃未満の廃油）



特別管理産業廃棄物